

樹木粉碎機を利用される方へ（お願い）

樹木粉碎機の貸出しにあたり、以下に記載の注意事項をご承諾の上、ご利用下さいませようお願いします。

注意事項が守られない場合、利用を中止して頂く場合がございます。

また、本来の利用方法に因らず、粉碎機に損害を与えた場合、その費用を弁償して頂くことがありますので、ご了承下さい。

- ・原則として、借り受け及び返却は自ら行い、期日までに確実に返却すること
- ・貸出日に、使用方法について、指導を受けること
- ・きそんおそん毀損汚損及び紛失盗難の無いよう適切に管理し、処理能力を超えて使用しないこと
- ・利用中に異常が認められる場合は、直ちに利用を中止し、管理者に報告すると共にその指示に従うこと
- ・利用は下仁田町内の土地に限るものとする
- ・第三者に転貸しない、及び営利目的に利用しないこと
- ・粉碎した樹木等の粉碎物は、土壌改良等の資源として有効利用し、廃棄物として排出しないこと
- ・騒音及び粉碎物の散乱に十分配慮し、粉碎物を違法に投棄しないこと
- ・利用時は、ゴーグル、手袋、保護服等を着用する等、安全対策を徹底すること
- ・粉碎施業に当たり、樹木等投入口の正面には立たないこと（スクリーンより奥に手を入れないこと）
- ・利用中又は運搬中に発生した事故については、利用者が一切の責任を負うこと
- ・粉碎機の全部又は一部をめっしつ滅失若しくはきそん毀損したとき、及び自己又は第三者に損害を生じさせた場合は、利用者の責任で処理すること
- ・利用にあたり、上記以外に町長より特段の指示がある場合はこれに従うこと

※使用後はエアブロー等により清掃してから返却して下さい。

※使用後は粉碎機の燃料タンクを満タンにして返却して下さい。

◆大型粉碎機：軽油

◆小型粉碎機：無鉛レギュラーガソリン

※最大処理径以上の樹木等は絶対に投入しないで下さい。

◆大型粉碎機：φ 200mm

◆小型粉碎機：φ 70mm